

## よくあるご質問 Q&A

### 1 助成対象者について

Q 1-1 営業拠点が、居酒屋やスナックでなくても本助成金の対象になりますか

A 市ホームページ「助成対象者」に記載の要件に当てはまる営業拠点であれば、全業種が助成金の対象です。

Q 1-2 本店（本社）は、魚津市外ですが、魚津市内に営業拠点ががあります。助成金の対象になりますか。

A 魚津市内の営業拠点にて実施された整備であれば対象になります。

Q 1-3 全国に営業拠点をもち企業ですが、申請者や誓約者の名義は本社社長の名義でなければいけませんか。

A 魚津市内にある営業拠点の代表者名で申請や誓約は可能です。ただし、市内営業拠点の代表者が責任をもって感染症の対策を実施できる立場であることや助成対象費の支払い権限を有している必要があります。

Q 1-4 助成対象者の要件に「営業拠点に1人以上の従業員が配置されていること。」とありますが、経営者本人のみが配置されている場合は、助成対象から外れますか。

A 市内の営業拠点において、経営者本人が業務に従事している場合は、助成対象となります。

### 2 助成対象経費について

Q 2-1 古い換気扇を新しいものに取り換えた場合は、対象となりますか。

A 備品を取り換えることで、ウイルス対策の機能が向上する場合は、対象となります。お問合せの場合、新しい換気扇に取り換えることで、換気機能が向上し、密閉状態の解消に繋がる場合は対象となります。

Q 2-2 備品をインターネット上で購入して整備した場合、送料も含めて対象となりますか。

A 備品の内容が助成対象となるものについては、送料も含めて対象となります。

Q 2-3 助成対象の購入先は、市内の個人商店に限られますか。量販店やオンラインショップの利用は可能ですか。

A 正しく感染症の拡大防止に効果がある物品やサービスであれば、購入先の制限はありません。  
(明細書や領収書を発行していただける事業者であることが必要です。)

Q 2-4 除菌機能付きの電化製品は、全て助成対象になりますか。

A 製造メーカー等が、ウイルスに対する効果を明らかにしていない場合、対象になりません。

### 3 助成額について

Q 3-1 魚津市内にスナックと居酒屋を1店舗ずつ経営していますが、この場合の助成金はどうなりますか。

A 助成金は、**1事業者あたり最大5万円(25万円)**です。ご質問のような複数店舗の経営であっても、助成金の上限は25万円です。

Q 3-2 市外でスナックを経営し、休業要請の対象となって県から協力金を受け取りましたが、魚津市には事務所があるのみです。助成限度額は25万円になりますか。

A 本助成金は、魚津市内の営業拠点を対象としています。そのため、お問合せの場合のように、魚津市内の営業拠点が事務所のみで休業要請の対象ではない場合、助成の上限は5万円です。

### 4 助成対象となる整備期間について

Q 4-1 なぜ、食事提供施設の「助成対象となる整備期間」が、他の業種よりも短い「令和2年7月16日～令和2年9月30日」なのですか

A 食事提供施設は、富山県の「新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業費助成金」により、7月15日までに実施した整備費の助成を受けることができたためです。また、本助成金が拡充された背景には、8月上旬に魚津市内で発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する目的があるため、早急に、より徹底した整備の充実を促進したいためです。

Q 4-2 整備は9月30日までに必ず完了させなければなりませんか。

A 早期の感染症対策が求められているため、原則、完了することが必要です。ただし、消耗品の在庫不足等サービス提供事業者側の理由により9月30日までの整備が困難な場合は、9月30日までに指定申請書の提出をお願いします。また、この場合でも令和2年11月2日までに交付申請(領収書の添付が必要)をすることが必要です。

## 5 申請受付期間について

Q 5-1 交付申請書の提出期限が「経費の支払い後 30 日以内」とありますが、8 月以前に支払い済みの場合はどうなりますか

A 令和 2 年 11 月 2 日（月）までに申請をお願いします。

Q 5-2 8 月以前に支払い済みの備品購入費と、9 月以降に購入予定の備品購入費を合わせて申請するにはどうすればよいですか。

A 次のとおり購入時期により必要な書類が異なりますのでご注意ください。

手続き名	時期	内容
指定申請	9 月以降の備品購入予定日の 7 日前まで	9 月以降に購入予定の備品の明細書と 8 月以前に購入済みの備品の明細書を合わせて申請
交付申請	9 月以降に購入した備品の支払い後 30 日以内	全ての備品購入費の領収書を合わせて申請

Q 5-3 消耗品購入の 7 日前に指定申請書を提出するのは困難なのですが。

A 助成対象が消耗品の場合、「指定申請書」と「交付申請書」は同時に提出可能とします。

※指定申請書は、9 月 30 日までの提出が必要です。

## 6 申請書類について

Q 6-1 令和 2 年 4 月にマスクを購入しましたが、既に使用してしまい写真が撮れません。

A 消耗品（マスク、消毒液等）に関しては、写真の添付は不要とします。ただし、明細書・領収書で購入した消耗品の品目や価格を明示してください。

Q 6-2 支払いを確認できる書類を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A 領収書、レシート等支払いが確認できる書類がない場合は、助成対象となりません。

Q 6-3 クレジットカードで支払った場合も対象となりますか。

A 助成対象の支払実績が確認できるクレジットカードの支払い明細書等を紙媒体で提出できる場合は、助成対象となります。

Q 6-4 営業拠点の消毒を業者に依頼しました。証拠書類は何が必要ですか。

A 消毒業者が発行する作業報告書等を添付してください。

Q 6-5 消耗品を購入したところ、レシートに商品名の記載がなかったのですが大丈夫ですか。

A 商品名と価格がわかる明細書を作成して添付してください。

Q 6-6 指定申請をする際に、消毒液など消耗品の見積書が用意できないのですが。

A 見積書の代わりに販売サイト等で購入されたい商品の金額がわかるものを添付してください。購入されたい商品が確定していない場合は、様式「見積書等の提出が困難な消耗品一覧」を作成してください。

## 7 その他

Q 7-1 助成金申請後に、申請を忘れていた消耗品が一部ありました。追加で申請できますか？

A 手続きを簡略化し助成金を早く支給するため、申請は1事業者につき1回限りとしています。申請漏れがないようにご注意ください。

Q 7-2 ホテル内のテナントエリアにて整備した備品について、ホテル事業者とテナント事業者の2つの事業者でそれぞれ助成金を申請することは可能ですか。

A 整備した備品が同一のものではなく、ホテル事業者とテナント事業者の経営が別である場合は可能です。

○申請可 「複数のパーテーションを購入し、パーテーションを重複することなく、それぞれの事業者が申請する。」

×申請不可 「空気清浄機1台を対象に、2事業者でそれぞれ申請する」